

附. 調 査 票

泉南市民人権意識調査 アンケート調査票

ご記入にあたってのお願い

この調査票にご回答いただく方は、市内在住の方を無作為に選ばせていたたぎました。集計結果は、数字で統計的に処理しますので、ご回答いただきました方にご迷惑をおかけすることは絶対にありません。どうぞ、ありのままお答えください。

- (1) 回答は、宛て名のご本人がご記入くださいますようお願いいたします。
- (2) 「○は1つ」「○は2つまで」「○はいくつでも」など回答数の指定がある質問については、その指定にしたがってご回答ください。回答は、選択肢の中からあてはまる番号を○で囲んでください。
- (3) 質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、矢印（————▶）やことわり書きの指示にしたがってご回答ください。
- (4) 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが（ ）内に、なるべく具体的に記入ください。

お問い合わせ

この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

泉南市 人権推進部 人権推進課 : TEL **483-0001** (代表)
(内線: 270)
TEL **480-2855** (直通)

なお、ご回答いただきましたアンケート用紙は、同封の返信用封筒（切手は不要です）をご利用になり、無記名で**12月15日（金）までに**ご返送くださいますようお願いいたします。

最初に、ふだんの生活意識についてお聞きします。

問 1. あなたは、次にあげることについて、どう思いますか。①～⑧のそれぞれについてお答えください（○はそれぞれ1つずつ）。

	当然のことと思う	おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方ないと思う	間違っていると思う
① 「大安」「仏滅」などを気にする	1	2	3
② 結婚相手を選ぶときは、家柄などのつりあいを気にする	1	2	3
③ 家の相続など、長男にはほかの子どもとは異なる特別な役割がある	1	2	3
④ 「長いものに巻かれる」は人生を送る上での知恵である	1	2	3
⑤ 「出る杭は打たれる」ということをわきまえて行動する	1	2	3
⑥ 女性はやはり男性を立てたほうがよい	1	2	3
⑦ 夫を「主人」、妻を「家内」と呼ぶ	1	2	3
⑧ 外国人の中でも、欧米人とアジア人とは態度や対応が変わる	1	2	3

人権についての意識や考え方についてお聞きします。

問 2. あなたは、「人権」から連想する言葉はどれですか。次にあげる言葉の中から、あまり深く考えず、感じたままをお答えください（○はいくつでも）。

- | | | | | | |
|---------------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 1. 自由 | 2. 平等 | 3. 友愛 | 4. 尊厳 | 5. 自立 | 6. 公正 |
| 7. 共生 | 8. 抑圧 | 9. 格差 | 10. 差別 | 11. 暴力 | |
| 12. その他（具体的に） | | | | | |
| 13. わからない | | | | | |

問 3. 仕事と家庭に関する男女の役割分担について、あなたのお考えに近いものはどれですか（○は1つ）。

- | | |
|----------------------------|------------------------|
| 1. 男性は仕事、女性は家庭にいるのがよい | 2. 男女とも働くが、家事・育児は女性がする |
| 3. 男女とも働き、家事・育児もともに分担する | 4. 女性が働き、男性が家事をするのがよい |
| 5. 男女の役割を決めずに、その家庭にあった形で行う | |
| 6. その他（具体的に） | |
| 7. わからない | |

問 4. あなたは次にあげる男女に関わる事柄についてどのように思いますか。①～⑥のそれぞれについて、あなたのお考えに近いところに○をつけてください（○はそれぞれ1つずつ）。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
① 職場での昇進・昇格や賃金などの労働条件で、男女の差があるのは間違っている	1	2	3	4	5
② 夫や恋人から、ののしられたり暴力を受けたりすることは人権侵害である	1	2	3	4	5
③ 家族を養う責任が男性だけに押し付けられるのは間違っている	1	2	3	4	5
④ 夫婦別姓は認められてよい	1	2	3	4	5
⑤ 女人禁制などのならわしは間違っている	1	2	3	4	5
⑥ 方針決定の場や政治などの場での参加・参画において、男女の差があるのは間違っている	1	2	3	4	5

問 5. あなたは、次にあげる子どもに関わる事柄についてどのように思いますか。①～⑧のそれぞれについて、あなたのお考えに近いところに○をつけてください（○はそれぞれ1つずつ）。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
① 教師が自分の主観で、児童・生徒に対する態度や評価に差をつけることは間違っている	1	2	3	4	5
② クラブ活動で先輩からしごきや暴力を受けるのは人権侵害である	1	2	3	4	5
③ 仲間から無視されたり、いじめられるのは人権侵害である	1	2	3	4	5
④ 保護者の意思により塾や習い事に通わせ、時間のゆとりを奪うのは間違っている	1	2	3	4	5
⑤ 子どもだからという理由で、社会に発言し参加する権利を制限するのは間違っている	1	2	3	4	5
⑥ 子どもにきた手紙やメールを保護者が勝手に開封し読むことは権利の侵害である	1	2	3	4	5
⑦ 教師による体罰は人権侵害である	1	2	3	4	5
⑧ 保護者による体罰は人権侵害である	1	2	3	4	5

問 6 . あなたは、次にあげる高齢者に関わる事柄についてどのように思いますか。①～⑥のそれぞれについて、あなたのお考えに近いところに○をつけてください（○はそれぞれ1つずつ）。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
① 高齢者が働きたくても、企業が受け入れに消極的であるのは、働く権利の侵害である	1	2	3	4	5
② 高齢者だからといって、賃金などの労働条件で劣悪に扱われるのは間違っている	1	2	3	4	5
③ 高齢者だからといって、結婚や再婚に反対するのは権利の侵害である	1	2	3	4	5
④ 高齢者だからといって、アパートへの入居を断るのは権利の侵害である	1	2	3	4	5
⑤ 寝たきりの高齢者の意思に関わらず、家族が一方的に施設に入所させることは、間違っている	1	2	3	4	5
⑥ 判断能力の衰えた認知症等の高齢者の財産を、家族が一方的に判断して処分することは間違っている	1	2	3	4	5

問 7 . あなたは、次にあげる障害者に関わる事柄についてどのように思いますか。①～⑦のそれぞれについて、あなたのお考えに近いところに○をつけてください（○はそれぞれ1つずつ）。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらとも いえない	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
① 障害者が働きたくても、企業が受け入れに消極的であるのは、働く権利の侵害である	1	2	3	4	5
② 障害者だからといって、賃金などの労働条件で劣悪に扱われるのは間違っている	1	2	3	4	5
③ 障害者が結婚したり、子どもを産み育てることに周囲が反対するのは権利の侵害である	1	2	3	4	5
④ 障害があるからといって、アパートへの入居を断るのは権利の侵害である	1	2	3	4	5
⑤ 障害児も地域の小・中学校で教育を受ける権利がある	1	2	3	4	5
⑥ 介護や介助が大変だからといって障害者の意思に関わらず、家族が一方的に施設に入所させることは間違っている	1	2	3	4	5
⑦ 判断能力の衰えた障害者の財産を、家族が一方的に判断して処分することは間違っている	1	2	3	4	5

問 8 . あなたは、日本に定住する外国人に関わる事柄についてどのように思いますか。①～⑦のそれぞれについて、あなたのお考えに近いところに○をつけてください（○はそれぞれ1つずつ）。

	そう 思う	ど ち ら か と い え ば そう 思う	ど ち ら と も い え ない	ど ち ら か と い え ば そう 思 わ ない	そう 思 わ ない
① 外国人が働きたくても、企業が受け入れに消極的であるのは、働く権利の侵害である	1	2	3	4	5
② 外国人が賃金などの労働条件で劣悪に扱われるのは間違っている	1	2	3	4	5
③ 日本に暮らす外国人の公務員採用試験の受験資格に制限があるのは間違っている	1	2	3	4	5
④ 日本に暮らす外国人に選挙権が認められないのは間違っている	1	2	3	4	5
⑤ 在日韓国・朝鮮人が本名を積極的に名乗ることができない日本社会は間違っている	1	2	3	4	5
⑥ 外国人と日本人が結婚したり子どもを産み育てることに周囲が反対するのは権利の侵害である	1	2	3	4	5
⑦ 外国籍だからといって、アパートへの入居を断るのは権利の侵害である	1	2	3	4	5

問 9 . 人権に対する取組みが進んでいますが、あなたは20年後には、人権問題はどうなっていると思いますか。①～⑨のそれぞれについてお答えください（○はそれぞれ1つずつ）。

	そう 思う	ど ち ら か と い え ば そう 思う	ど ち ら か と い え ば そう 思 わ ない	そう 思 わ ない
① 男らしさや女らしさより、人間らしさ、自分らしさが重視されるようになる	1	2	3	4
② 子どものいじめがなくなる	1	2	3	4
③ 高齢者が安心して生活できるようになる	1	2	3	4
④ 障害のある人の社会参加が進み、当たり前のように働けるようになる	1	2	3	4
⑤ 定住外国人も、日本の選挙権をもつようになる	1	2	3	4
⑥ 同和地区住民に対する偏見や差別はなくなる	1	2	3	4
⑦ 男性どうし、女性どうしの結婚が社会的に認められるようになる	1	2	3	4
⑧ 学歴偏重の社会は崩れる	1	2	3	4
⑨ 生活の格差や所得などの経済的格差は少なくなる	1	2	3	4

差別問題や同和問題についてお聞きします。

問 10. 一般的に「差別」というものについて、あなたはどのようなお考えをお持ちですか。

次にあげる①～⑩のそれぞれについてお答えください。あまり深く考えず、頭に浮かんだことを気軽にお答えください（○はそれぞれ1つずつ）。

	賛 成	い ど ち ら か と い え ば 賛 成	い ど ち ら か と い え ば 反 対	反 対	わ か ら な い
① 差別は、人間として最も恥ずべき行為の一つである	1	2	3	4	5
② 差別は世の中に必要なこともある	1	2	3	4	5
③ あらゆる差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
④ 差別は法律で禁止する必要がある	1	2	3	4	5
⑤ 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	1	2	3	4	5
⑥ 差別だという訴えを、いちいち取り上げていたらきりが無い	1	2	3	4	5
⑦ 差別される人の言葉をきちんと聞く必要がある	1	2	3	4	5
⑧ 差別を問題にすることによって、より問題が解決しにくくなる	1	2	3	4	5
⑨ 差別問題に無関心な人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
⑩ 差別問題は、差別されている人の問題で、自分には関係がない	1	2	3	4	5

問 11. あなたは、日本の社会に「被差別部落」とか「同和地区」などとよばれて差別を受けている地区があることを知っていますか。知っている場合、はじめて知ったのはどのようにしてですか（○は1つ）。

1. 父母や家族、親せきから	2. 近所の人から	3. 学校の友だちから
4. 職場の同僚から	5. 学校の授業で	6. 講演会・研修会などで
7. 府県や市町村の広報紙で	8. テレビ、新聞、本などで	
9. その他（具体的に	）	10. おぼえていない
11. 「被差別部落」とか「同和地区」があることを知らない		

問 12. あなたは、ここ10年くらいの間に同和地区に対する差別的な発言や行動を直接見聞きされたことがありますか（○は1つ）。

1. 見聞きしたことがある

2. 見聞きしたことがない

▶ 問 13 へお進みください。

問 12-1 へお進みください。

問 12－ 1. どのような場面で見聞きされましたか（○はいくつでも）。

1. 家庭（家族、親せき）	2. 地域	3. 学校	4. 職場
5. その他（具体的に			

問 12－ 2. あなたは、次のようなことを見聞きしたことがありますか（○はいくつでも）。

1. 同和地区の人（子ども）とは、つきあっては（遊んでは）いけない
2. 同和地区の人とは、結婚してはいけない（結婚できない）
3. 同和地区の人はこわい
4. その他（具体的に

問 12－ 3. 見聞きされた時、あなたはこうされましたか（○は1つ）。

1. 差別と気づいていたが、誤りを指摘できなかった
2. その時は差別と気づかずに、見過ごした
3. 誤りを指摘したが、説得できなかった
4. 反省を求めて説得した
5. その他（具体的に

【全員にお聞きします。】

問 13. あなたは、世間の人々が、どういう場合に同和地区の人のことを気にしたり、意識しているとお考えですか（○はいくつでも）。

1. 同和地区の人と結婚するとき	2. 同和地区の人を雇うとき
3. 同和地区の人と同じ職場で働くとき	4. 同和地区の子どもと同じ学校に通学するとき
5. 同和地区の人と隣近所で生活するとき	
6. 同和地区の人と同じ団体（町内会、自治会、PTA、婦人会など）のメンバーとして活動するとき	
7. 同和地区の人と飲食したり、つきあったりするとき	
8. 同和地区の人の店で、物を買うとき	9. 同和地区の人と、仕事の上でかわりをもつとき
10. その他（具体的に	
11. 特に意識してはいないと思う	12. わからない

問 14. あなたのお子さんの結婚相手について（お子さんがいない場合はいると仮定して）、次のようなことを調べることにについて、どのようにお考えですか。①～⑥のそれぞれについてお答えください（○はそれぞれ1つずつ）。

	必要である	調べることはよくないが、必要である	必要でない
① 本人の素行や性格について	1	2	3
② 家族の職業や学歴について	1	2	3
③ 家族の財産、持ち家か借家かなどについて	1	2	3
④ 家族の病歴や障害の有無について	1	2	3
⑤ 在日韓国・朝鮮人であるかどうかについて	1	2	3
⑥ 同和地区出身者であるかどうかについて	1	2	3

問 15、問 15－1 は、まだ結婚されていない方のみお答えください。それ以外の方は問 16 へお進みください。

問 15. もし、あなたが恋愛し、結婚を決めた人が同和地区の人であるとわかった場合、どうされますか（○は1つ）。

1. 結婚する

2. 結婚しない

3. わからない

▶ 問 17 へお進みください。

問 15－1. もし、両親や親せきが「家族の縁談にさしさわりがある」などと言って、あなたが説得しても強く反対した場合、どうされますか（○は1つ）。

1. 結婚をあきらめる

2. 両親や親せきの反対を押し切ってでも、結婚する

3. その他（具体的に

）

4. わからない

（問 17 へお進みください。）

問 16 は、すでに結婚されている方のみお答えください。それ以外の方は問 17 へお進みください。

問 16. もし、あなたのお子さんが、同和地区の人と恋愛し、結婚まで話が進んでいる場合、どうされますか（○は1つ）。

1. 絶対に反対する

2. 親としては反対だが、子どもの意志が強ければしかたがない

3. お互いの愛情が大事なので祝福する

4. その他（具体的に

）

5. わからない

【全員にお聞きします。】

問 17. あなたご自身、同和地区に住んでいる人とどの程度のつきあいがありますか（○はいくつでも）。

1. 近所づきあいをしている

2. 福祉や子どもの教育のことなどで、地域での取り組みを一緒にしている（したことがある）

3. 自治会、女性会（婦人会）、PTAなどのメンバーとしてつきあっている

4. 同じ職場で働いているなど、仕事の関係でつきあっている

5. 民謡、民踊、囲碁、将棋、料理など、趣味の会や講習会などで一緒に習っている

6. 盆踊りやまつり、スポーツなどを一緒にしている

7. 学校時代からつきあっている友人である

8. 自分自身が同和地区の出身者である

9. 家族や親せきに同和地区出身者がいる

10. その他（具体的に

）

11. 同和地区の人とは以前つきあいがあったが、現在はない

12. 同和地区の人とつきあったことはない

問 18. もし、あなたが、家を購入したりマンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同じ小学校区にある物件は避けることがありますか（○は1つ）。

1. 同和地区や同じ小学校区にある物件は避けると思う

2. 同和地区にある物件は避けるが、同じ小学校区にある物件は避けないと思う

3. いずれにあってもこだわらない

4. わからない

同和問題や差別をなくすための取組みについてお聞きます。

問 19. 同和地区出身者に対する差別をなくすために、次にあげる意見はどの程度重要だと思いますか。①～⑧のそれぞれについてお答えください（○はそれぞれ1つずつ）。

	非常に重要	やや重要	あまり重要ではない	重要ではない	わからない
① 行政が一般的に行っている施策により、同和地区住民の自立を支援する	1	2	3	4	5
② 同和地区住民が差別の現実や不当性をもっと強く社会に訴える	1	2	3	4	5
③ 同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して「まちづくり」を進める	1	2	3	4	5
④ 学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う	1	2	3	4	5
⑤ 差別を法律で禁止する	1	2	3	4	5
⑥ 同和地区のことや差別があることを口に出さないで、そっとしておけば自然に差別はなくなる	1	2	3	4	5
⑦ 同和地区の人々が、かたまって住まないで、分散して住むようにする	1	2	3	4	5
⑧ 戸籍制度を大幅に見直す・廃止する	1	2	3	4	5

問 20. 泉南市では、学校で「同和教育」が行われていますが、どのようにお考えでしょうか（○は2つまで）。

1. 同和問題を正しく教えることはよいことだ

2. 同和問題を教える必要はない

3. 同和問題を通じて、あらゆる差別をなくす教育が行われており、よいことだ

4. 同和教育は必要であるが、内容を改善する必要がある

5. 同和教育より受験教育に力を入れてほしい

6. 同和教育がどんな教育か、よく知らない

7. その他（具体的に

8. わからない

問 21. あなたは、同和問題に関する講演会や研修会に、今までに合計して何回ぐらい参加されましたか（○は1つ）。

- | | | | |
|--------------|-------|------------|---------|
| 1. 1回 | 2. 2回 | 3. 3～5回 | 4. 6回以上 |
| 5. 参加したことはない | | 6. おぼえていない | |

▶ 問 22 へお進みください。

問 21－ 1. あなたが参加されたきっかけは何ですか（○はいくつでも）。

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| 1. 自分からすすんで | 2. 勤務先の指示で |
| 3. 自分が団体などで役員をしていて | 4. 知りあいの人に誘われたので |
| 5. 他の行事や研修の中に、同和問題の学習が組み込まれていたため | |
| 6. 子どもの授業参観に行ったときに | |
| 7. その他（具体的に | |

問 21－ 2. 参加されて、どのような印象や感想をもたれましたか（○はいくつでも）。

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| 1. 部落差別をなくすため、自分も何かしたいと思った | 2. 話しあえる仲間ができてよかった |
| 3. 同じ話の繰り返しが多かった | 4. 話がむずかしくてよくわからなかった |
| 5. 同和問題とは何かということがわかった | 6. 部落差別をしてはいけないと思った |
| 7. その他（具体的に | |
| 8. おぼえていない | |

問 21－ 3. あなたが、今までに参加された講演会や研修会をお答えください（○はいくつでも）。

- | |
|--|
| 1. 泉南市・教育委員会・泉南市人権啓発推進協議会・人権協会がおこなったもの |
| 2. 学校やPTAがおこなったもの |
| 3. 宗教団体がおこなったもの |
| 4. 労働組合がおこなったもの |
| 5. 職場内での研修会 |
| 6. その他の各種団体がおこなったもの |
| 7. その他（具体的に |

【全員にお聞きします。】

問 22. あなたは、人権問題の理解を深めるために、現在、学んでいることはありますか（○はいくつでも）。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| 1. 「人権」そのものの考え方の問題 | 2. 基本的人権や市民的権利についての問題 |
| 3. 女性の人権問題 | 4. 子どもの人権問題 |
| 5. 高齢者の人権問題 | 6. 障害者の人権問題 |
| 7. 同和問題 | 8. 在日韓国・朝鮮人の人権問題 |
| 9. 外国人労働者の人権問題 | 10. アイヌ民族の人権問題 |
| 11. 世界の人権問題（カースト制度など） | 12. HIV（エイズ）感染者などの人権問題 |
| 13. 犯罪者や受刑者の人権問題 | 14. 戦争や平和の問題 |
| 15. 環境問題 | 16. その他（具体的に |
| 17. 参加したことはない | |

問 23. あなたは、人権問題の理解を深めるために、今後、学びたいことは何ですか（〇はいくつでも）。

1. 「人権」そのものの考え方の問題	2. 基本的人権や市民的権利についての問題
3. 女性の人権問題	4. 子どもの人権問題
5. 高齢者の人権問題	6. 障害者の人権問題
7. 同和問題	8. 在日韓国・朝鮮人の人権問題
9. 外国人労働者の人権問題	10. アイヌ民族の人権問題
11. 世界の人権問題（カースト制度など）	12. H I V（エイズ）感染者などの人権問題
13. 犯罪者や受刑者の人権問題	14. 戦争や平和の問題
15. 環境問題	16. その他（具体的に
17. 特に学びたいものはない	)

問 24. あなたは、次の人権に関する宣言や条例などについてどの程度ご存知ですか。①～⑧のそれぞれについてお答えください（〇はそれぞれ1つずつ）。

	知 ど ん な 内 容 か つ て い る	こ と が あ る が 名 称 は 聞 い た 内 容 は 知 ら な い	知 ら な か つ た
① 泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例〔1995(平成7)年〕	1	2	3
② 部落差別調査等規制等条例(大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例)〔1985(昭和60)年〕	1	2	3
③ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律〔2000(平成12)年〕	1	2	3
④ 個人情報保護法〔2003(平成15)年〕	1	2	3
⑤ 同和対策審議会答申〔1965(昭和40)年〕	1	2	3
⑥ 児童虐待の防止等に関する法律〔2000(平成12)年〕	1	2	3
⑦ 交通バリアフリー法(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)〔2000(平成12)年〕	1	2	3
⑧ 世界人権宣言〔1948(昭和23)年〕	1	2	3

問 25. 人権について推進している次の施設をご存知ですか。あるいは実際に行ったことがありますか。①～④のそれぞれについてお答えください（〇はそれぞれ1つずつ）。

	実 際 に 行 っ た こ と が あ る	行 っ た こ と は な い が 名 称 は 聞 い た こ と が あ る	知 ら な か つ た
① 人権協会	1	2	3
② 男女共同参画ルーム（ステップ）	1	2	3
③ 青少年センター	1	2	3
④ 人権ふれあいセンター	1	2	3

あなたご自身のことについてお聞きします。これまでお聞きしたことを統計的に分析するために必要ですので、ご協力をお願いします。

問 26. あなたの性別は

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

問 27. あなたの年齢は、満で何歳ですか。

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 16～19歳 | 2. 20～29歳 | 3. 30～39歳 |
| 4. 40～49歳 | 5. 50～59歳 | 6. 60歳以上 |

問 28. あなたの最終学歴（もしくは現在通学されている学校の種類）をお答えください（○は1つ）。

- | |
|-----------------------------|
| 1. 小学校、高等小学校、新制中学校 |
| 2. 高等学校（旧制中等学校を含む） |
| 3. 大学（新制・旧制）、短期大学、高専（新制・旧制） |
| 4. その他（具体的に) |

問 29. あなたの現在の仕事は次のうちどれにあたりますか（○は1つ）。

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| 1. 勤め人 | ▶ 問 29-1 及び問 29-2 へお進みください。 |
| 2. 臨時・パート勤め | |
| 3. 農林漁業の自営および家族従業者 | ▶ 次のページの問30へお進みください。 |
| 4. 商工業・サービス業の自営者および家族従業者 | |
| 5. その他の職業（具体的に) | |
| 6. 家事専業者（専業主婦） | |
| 7. 高校生 | |
| 8. 大学生 | |
| 9. 無職 | |

（問 29 で「1」もしくは「2」のいずれかをお答えの方に）

問 29— 1. あなたの勤め先は次のいずれですか（会社全体の規模をお答えください）。

- | | |
|---------------------------|-----------------------------|
| 1. 従業員 500 人以上の民間会社 | 2. 従業員 100 人以上 499 人以下の民間会社 |
| 3. 従業員 30 人以上 99 人以下の民間会社 | 4. 従業員 29 人以下の民間会社 |
| 5. 公務員（公共事業団体を含む） | |

問 29— 2. あなたは勤め先では、いわゆる管理者、監督者ですか（○は1つ）。

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 管理者・監督者である | 2. 管理者・監督者ではない |
|---------------|----------------|

【全員にお聞きします。】

問 30. あなたは、泉南市民になっておよそ何年になりますか（通算年数）。

1. 5 年未滿 2. 5 年以上 1 0 年未滿 3. 1 0 年以上 2 0 年未滿
4. 2 0 年以上 3 0 年未滿 5. 3 0 年以上

問 31. 最後に人権問題についてご意見がありましたら、何でも結構ですので自由にご記入ください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

調査にご協力いただき誠にありがとうございました。
この調査票は同封の返信用封筒に入れてご返送ください。